省　令

○総務省令第百三十三号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）の規定に基づき、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十六日

総務大臣　川端　達夫

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成二十年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号ロを次のように改める。

ロ　理事長の責任

第二十六条第一項第二号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　中間監査を実施した会計監査人の責任

第二十六条第八項中「定める」を「掲げる」に、「次に掲げる事項」を「中間監査の対象となった中間財務諸表の範囲」に改め、同項各号を削り、同条第九項を次のように改める。

9　第一項第二号ロに掲げる理事長の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　中間財務諸表の作成責任は理事長にあること。

二　中間財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は理事長にあること。

第二十六条第十一項中「第一項第二号ニに定める」を「第一項第二号ホに掲げる」に改め、「正当な理由による」を削り、「説明又は強調する」を「強調し、又は説明する」に改め、「事項について」の下に「区分して」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第一項第二号ハに定める」を「第一項第二号ニに掲げる」に、同項第二号中「重要な監査手続を実施できなかった事実」を「実施できなかった重要な中間監査手続及び当該事実」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　第一項第二号ハに掲げる中間監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　中間監査を実施した会計監査人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにあること。

二　中間監査が一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して行われた旨

三　中間監査の基準は中間監査を実施した会計監査人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

四　中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われていること。

五　中間監査は理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討していること。

六　中間監査手続の選択及び適用は中間監査を実施した会計監査人の判断によること。

七　中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

八　中間監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

第二十六条第十二項の次に次の一項を加える。

13　会計監査人は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、第一項第一号ニに定める意見を表明するための基礎を得られなかった場合又は同項第二号ニに定める意見を表明するための基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号ニ又は第二号ニの意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書又は中間監査報告書に記載しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省・国土交通省令第一号

運輸事業の振興の助成に関する法律（平成二十三年法律第百一号）第二条第二項及び第五条の規定に基づき、運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十三年九月二十六日

総務大臣　川端　達夫

国土交通大臣　前田　武志

運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　営業用バス　自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）別表第二の自動車の範囲欄の2に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）であって、運輸事業の用に供するものをいう。

二　営業用トラック　自動車登録規則別表第二の自動車の範囲欄の1、4又は6に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）であって、運輸事業の用に供するものをいう。

三　自家用バス　自動車登録規則別表第二の自動車の範囲欄の2に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）であって、営業用バス以外のものをいう。

四　自家用トラック　自動車登録規則別表第二の自動車の範囲欄の1、4又は6に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）であって、営業用トラック以外のものをいう。

五　営業用バス等　営業用バス、営業用トラック、自家用バス及び自家用トラックをいう。

六　交付年度　都道府県が運輸事業振興助成交付金を交付する年度をいう。

七　交付対象者　運輸事業の振興の助成に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の規定により運輸事業振興助成交付金の交付を受ける者をいう。

（運輸事業振興助成交付金の基準額の算定）

第二条　法第二条第二項に規定する総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

A×B×C×D×（1－0.07）

算式の符号

A　交付年度における当該都道府県の軽油引取税の収入見込額

B　交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合として総務大臣が定めるもの

C　交付対象者ごとに次の算式により算定した数値

算式

e÷（a＋b＋c＋d）

算式の符号

a　営業用バスの標準軽油使用量（営業用バス、営業用トラック、自家用バス又は自家用トラックごとに交付年度の前々年度以前5箇年度内の各年度における当該自動車の軽油使用量の合計を当該各年度の9月末日における当該自動車の登録台数（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条に規定する自動車登録ファイルに登録されているものの台数をいう。以下同じ。）の合計で除したものとして総務大臣が定めるもの。以下同じ。）に交付年度の前年度の9月末日における営業用バスの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの

b　営業用トラックの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における営業用トラックの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの